

はじめに

日本の高齢者人口の割合は年々増加傾向にあり、平成27年9月現在の推計人口では26.7%と過去最高を更新。約4人に1人が高齢者という時代になりました。

そのなか、私たちが乗り越えなければならない壁の一つが「介護」の問題ではないでしょうか。**図表1**をご覧ください。日本では、すでに全世帯のなかの4割以上が「65歳以上の者のいる世帯」になっています。年々、要介護認定者数等も増加の傾向にあります（**図表2**）。介護が必要となった主な原因は脳卒中や認知症など、いつ患っても不思議ではない疾病が引き金になっています（**図表3**）。

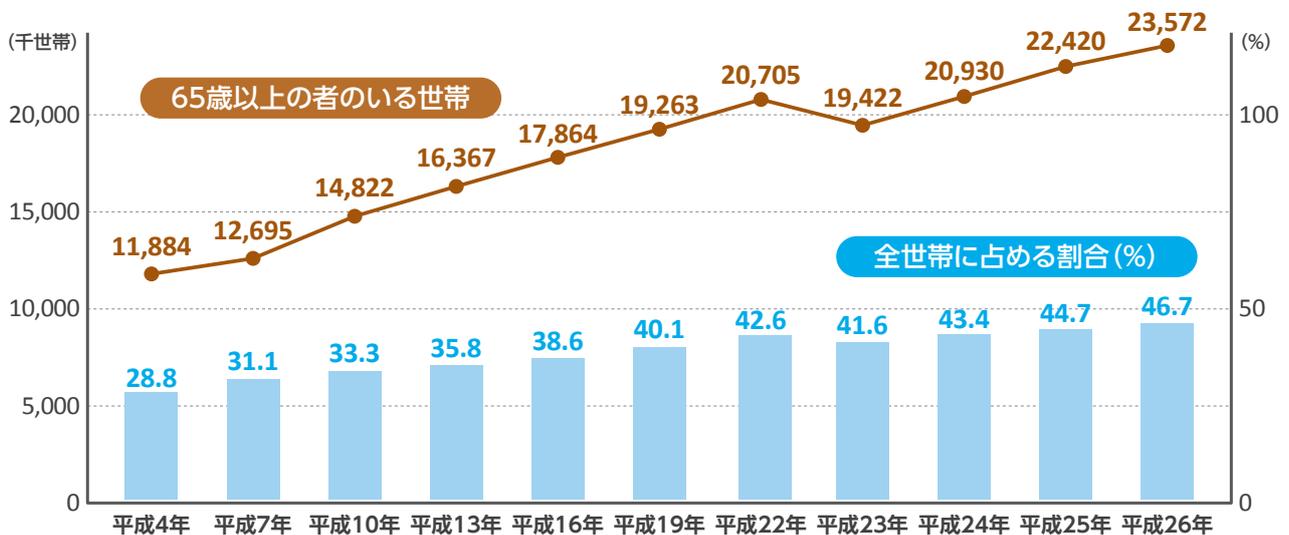
困難の種は誰も気づかないうちに生まれ、大きくなるものです。他人事だと思っていた問題が、ある日突然、見える形で姿を現します。介護も同じです。データが示すように、誰か特別な人だけが突き当たる問題ではなく、誰もが近いうちに通るかもしれない道といえるでしょう。

しかも、もう一つ問題があります。それは、両親の介護だけでなく、自身に介護が必要になったときの、経済的な不安です。いくらお金がかかるのか、貯蓄はどのくらい備えておけばよいのかなど、さまざま疑問が湧いてきます。

この冊子では、公的介護保険を中心に、どのようなサービスが受けられ、いくらお金がかかるのか、必要な蓄えはどの程度か、事例を用いて説明しています。

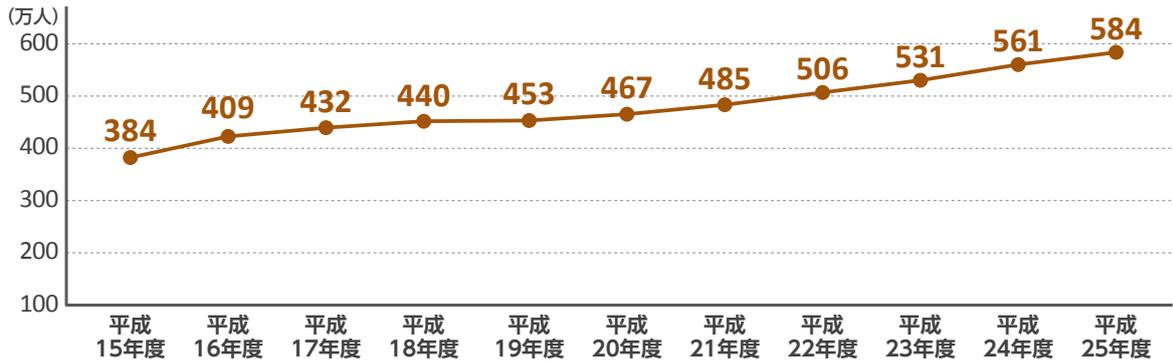
漠然と不安に思っているだけでは何の解決にもなりません。介護について知っておくことは、不安を拭うことにつながります。将来の備えとしてこの冊子をお役立てください。

図表1 4割以上が高齢者世帯に



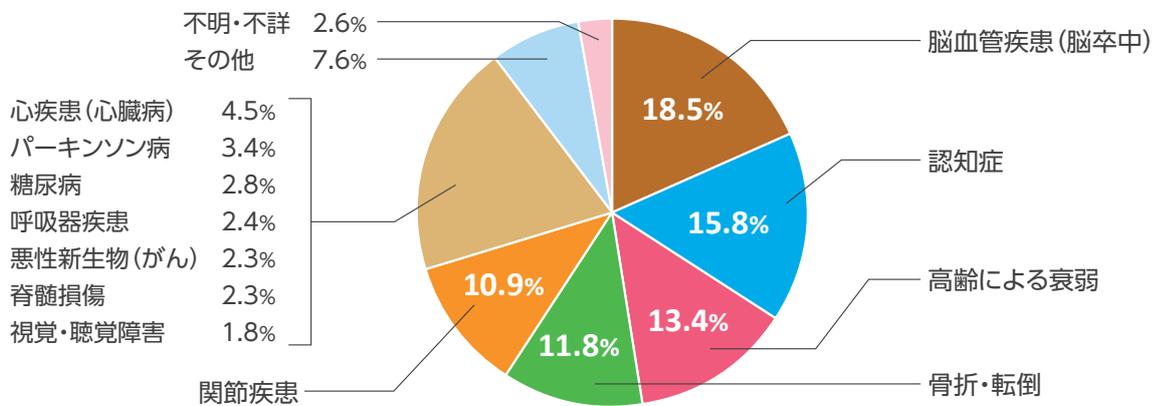
【資料出所】厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」

図表2 増え続けている要介護・要支援認定者数



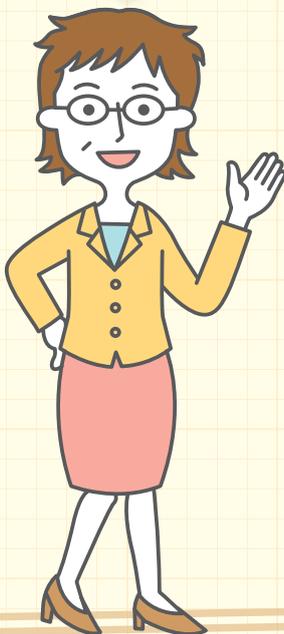
【資料出所】厚生労働省「平成25年度 介護保険事業状況報告(年報)」

図表3 介護が必要となった主な原因は？



【資料出所】厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」

もくじ



介護は突然やってくる!	4
介護に関する心配事	6
公的介護保険とは	8
サービスを利用するまでの流れ	10
受けられる給付の金額	12
受けられるサービスの種類と福祉用具の貸与	14
サービスにかかる金額	16
老人ホームに入所	18
老人ホームにかかる費用	19
お金はどのくらい必要か?	20
そのほか、知っておくと得する情報	22

介護は突然やってくる!

登場人物



金山 孝行

かねやま たかゆき

38歳独身の会社員
両親の近所にある
マンションでひとり暮らし



金山 茂・和子

かねやましげる・かずこ

孝行の両親
茂は69歳 定年退職後は
自宅でのんびり年金暮らし
和子は67歳 専業主婦



鈴木 頼子

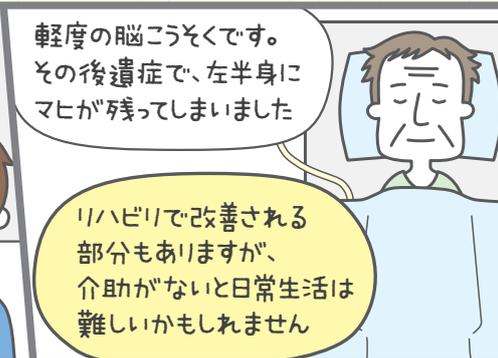
すずき よりこ

後輩の面倒見がいい
孝行の会社の先輩

ある日のこと…



病院——



介護に関する心配事

心配事1

他人に任せっきりは心配なので、なるべく身内で介護したい



介護をする母も倒れないか心配…



そもそも公的介護保険ってなに？



親を老人ホームに入れるのは、冷たい子どもだと思われそう



仕事を辞めずに介護したい



ここでチェック!

公的介護保険について知る

8~11ページ

心配事2

どのくらいお金がかかるのか心配



地域によって、どのような差があるのか？



自分一人で何もかも抱えてしまうと、体力、精神面でも心配



なるべくいろんなサービスを受けたいが、価格が高いのでは？



どのような手続きを踏めばよいかわからない…



食事や排せつのほか、どのようなサービスがあるの？



ここでチェック!

サービスの仕組みを知る

12~17ページ

公的介護保険とは



家族に介護が必要になったら

高齢者にとって、介護が必要になったとき、これまで生活をともにしてきた家族に介護してもらうことは幸せなことです。ただし、先の漫画に登場した金山家のように、介護する妻、和子さん自身も高齢者で、体力に限界があることが少なくありません。

だからといって、息子の孝行さんが介護に専念しようとする、仕事を辞めることとなります。これは、優れた労働力を失うことでもあり、企業だけでなく社会にとっても損失です。

このように介護を社会全体の問題として捉え、解決しようと創設されたのが公的介護保険制度です。

公的介護保険制度について

公的介護保険制度の始まりは平成12年4月1日、社会全体で介護を必要としている高齢者を支えていく公的保険としてスタートしました。この制度の特徴は、介護が必要な人が、所得に関係なく原則として1割（一定以上所得者は2割）負担で介護サービスを受けられる点にあります。

たとえば、65歳以上の場合、寝たきりや認知症などの「要介護状態」や、日常生活に支援が必要な「要支援状態」になったときに保険サービスを受けることができ、このとき、サービスを受けた人が料金の1割（又は2割）を負担する仕組みになっています。

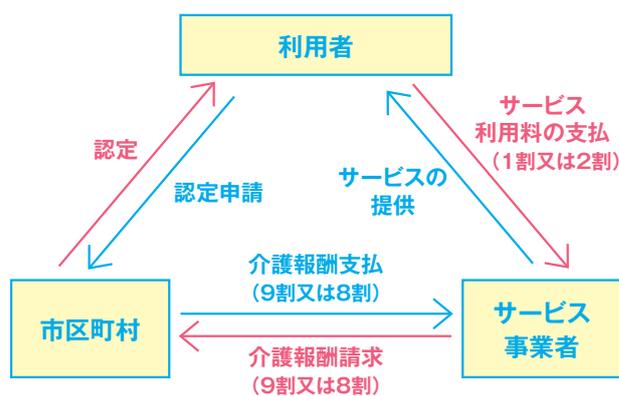
また、65歳未満の人（40～64歳まで）でも、末期がんや関節リウマチなどの加齢に起因する病気により、要支援・要介護状態になった場合は、65歳以上の人と同様に、対象となる保険サービスを受けることができます。

介護サービスの種類はあらかじめ決められていますが、訪問介護、通所介護、24時間対応の定期巡回サービスなど、多種多様なものが用意されています。また、サービスを提供する事業者も民間企業、農協、NPOなど多様です。

このなかから、利用者が自ら必要なサービスを選ぶ、「利用者本位」である点も公的介護保険制度の特徴です。

保険料の支払いは、40歳以上の国民が全員対象となる「社会保険方式」（強制加入）になっています。65歳以上の人は年金から天引きされ、40～64歳の人は、医療保険の保険料とともに、支払うことが決められています。

図表4 公的介護保険のしくみ



公的介護保険 平成27年度からここが変わった

公的介護保険制度は一度制定されたらそのままということではありません。3年に一度、制度の見直しと介護報酬、保険料の改定が行われることになっています。平成

27年度からは第6期として、改正後の制度がスタートしています。

主なものをいくつかご紹介します。



サービスを利用するまでの流れ

要介護認定の申請

申請しないとサービスは受けられません



要介護認定

要介護度が決まります



ケアプランの作成

一人ひとりに適したプランができあがります



サービス開始

サービスを受けられるようになります



サービスを受けるには、まずは要介護（支援）認定の申請が必要です。申請は、市区町村に定められた申請書がありますので、それに介護保険被保険者証を添えて介護保険課などに本人または家族、成年後見人などが提出します。申請後、30日以内に認定結果が出ます。

要介護認定の申請をすると、**市区町村は訪問調査**を実施します。調査結果、主治医の意見書をもとに、認定結果が決まります。要介護度は**要支援1、2、要介護1～5**にわかれており、要介護度によって受けられるサービスの上限に差があります。

自宅で介護する場合、公的介護保険を利用するもう1つの条件として、ケアプランの作成があります。これは、一人ひとり利用者のニーズに合わせて、数多くあるサービスのなかから、どれを組み合わせるか、計画を立てて、まとめたものです。

要介護者の受けられるサービスは、大きく2つに分かれます。1つは在宅介護を対象とした「**居宅サービス**」あるいは「**地域密着型サービス**」で、訪問介護や訪問入浴介護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）などがあります。2つ目は介護保険施設に入所する「**施設サービス**」があります（P.14 図表6 参照）。